3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当等に対しては免除され、その他の配当に対しては一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子及び使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、源泉地国において課税することができる。（第一七条～第二〇条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

9　この条約の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二二条関係）

10　日本国の居住者が納付するオーストリア共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。オーストリア共和国の居住者が日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、当該所得はオーストリア共和国の租税を免除され、又は日本国の租税の額はオーストリア共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二五条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二七条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

16　企業の利得に対する課税について、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日に、独立企業原則をより厳格に適用して恒久的施設に帰属する利得を算定する規定に改める。（議定書関係）

◇税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（条約第八号）（外務省）

この条約は、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施するための法的な枠組みについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、第二条に規定する全ての対象租税協定を修正する。この条約上の用語について定義している。また、この条約に定義のない用語の意義については、関連する対象租税協定に従って解釈する。（第一条及び第二条関係）

2　いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一定の要件を満たす場合には、一方の当事国の居住者の所得とみなす旨の規定を対象租税協定について適用する。また、一方の当事国における当該一方の当事国の居住者に関する二重課税の除去の規定は、一定の要件を満たす場合には、適用しない旨の規定を対象租税協定について適用する。（第三条関係）

3　対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者（双方居住者）で個人以外のものの振分けに関する規定を当該対象租税協定について適用する。対象租税協定の各当事国の居住者に適用される二重課税の除去の規定の適用を制限する規定を当該対象租税協定について適用することを選択することができる。（第四条及び第五条関係）

4　租税条約は脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去することを意図して締結される旨を対象租税協定の前文に追加する。また、租税条約は経済関係の発展を図ること及び租税関連の協力を強化することを希望して締結される旨を対象租税協定の前文に追加することを選択することができる。（第六条関係）

5　取引等の主要な目的が対象租税協定の特典を受けることである場合には、当該対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。また、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する旨の規定を対象租税協定について適用することを選択することができる。（第七条関係）

6　配当について源泉地国において租税を免除し、又は限度税率を設けることを規定する対象租税協定の規定は、配当の受益者が当該配当を支払う法人の資本等を一定期間所有する場合等に限り適用する旨の規定を当該対象租税協定について適用する。（第八条関係）

7　不動産化体株式の譲渡によって取得する収益に対して不動産が所在する当事国において課税することができることを規定する対象租税協定の規定は、譲渡前の一定期間内にその株式又は持分の価値の一定割合を超えるものが不動産から構成される場合に適用される旨の規定、及び当該対象租税協定の規定は組合等の持分についても適用される旨の規定を当該対象租税協定について適用する。また、対象租税協定について、不動産化体株式の譲渡収益に関する規定を適用することを選択することができる。（第九条関係）

8　第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について、当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合には、源泉地国において対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。（第一〇条関係）

9　対象租税協定は、自国の居住者に対する締約国の課税に影響を及ぼすものではない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。（第一一条関係）

10　契約の締結に関する一定の代理人を有する場合には、その代理人の存在をもって恒久的施設を有するものとする旨の規定を対象租税協定について適用する。事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動に関する規定を対象租税協定について適用する。また、関連者間で細分化された事業活動は、それらを組み合わせて恒久的施設を認定する旨の規定を対象租税